

産業グループ

集落営農推進情報 第3号

農業に関する
ワンストップ支援窓口
の設置



支援窓口を役場産業グループ内に設置しました。
ご相談がありましたら、お気軽に役場産業グループにお越しください。

町では、農家の皆様の経営改善が図られ将来も安心して農業が続けられるよう、集落営農を推進しております。

今年度からは、農業に意欲のある方々の経営相談、技術指導、農地の斡旋等を一つの窓口で受けることができるよう、ワンストップ

人事院

■お問い合わせ先

広野町担い手育成総合支援協議会
事務局・広野町産業グループ
☎ 2714163

●平成20年度国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験（高校卒業程度）のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティあふれる税務職員を募集しています。

国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

◆受験資格

昭和62年4月2日から平成3年4月1日生まれの人

◆受験申込受付期間

平成20年6月24日（火）～7月1日（火）まで

■受験申込書の請求

最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局

■お問い合わせ先

人事院東北事務局

☎ 022122112022

又は

☎ 022126311111

内線 3236

自衛官募集案内

自衛隊福島地方協力本部では、次のとおり自衛官を募集します。

募 集 項 目	2等陸・海・空士（男子）
応 募 資 格	18歳以上 27歳未満の男子
第1回目 受付期間	平成20年5月 1日（木）～平成20年6月12日（木）
第2回目 受付期間	平成20年6月16日（月）～平成20年7月17日（木）
試 験 期 日	第1回目：平成20年6月15日（日）
	第2回目：平成20年7月20日（日）
受 験 会 場	陸上自衛隊郡山駐屯地
試 験 内 容	筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 口述試験、身体検査、適性検査
合 格 通 知 時 期	試験時にお知らせします。
入 隊 時 期	第1回目：平成20年 7月
	第2回目：平成20年10月
受 験 案 内	自衛隊相双地域事務所で配布しています。

申込み・お問い合わせ先 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所

〒975-0033 南相馬市原町区高見町1丁目142-2 ☎・FAX (0244) 23-4712 Eメール f-pco.soso@key.ocn.ne.jp

福島県相双保健所

● インターフェロン治療
に対する医療費助成に
ついて

＜福島県肝炎治療
特別促進事業＞

福島県内に居住する方で、B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療を必要とする方に対して、当該医療費の一部を公費で助成します。

◆ 公費助成を受けるためには

居住地を管轄する保健所へ申請手続が必要です。

＜申請に必要な書類＞

- 1、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書
- 2、医師の診断書
- 3、被保険者証等の写し
- 4、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
- 5、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税年額を証明する書類の写し

◆ 受給者証の交付

対象者として承認されますと肝炎インターフェロン治療受給者証（以下、「受給者証」）が交付されます。受給者証の交付までに要する期間は2～3か月程度です。医療機関や薬局において、受給者証を提示してください。

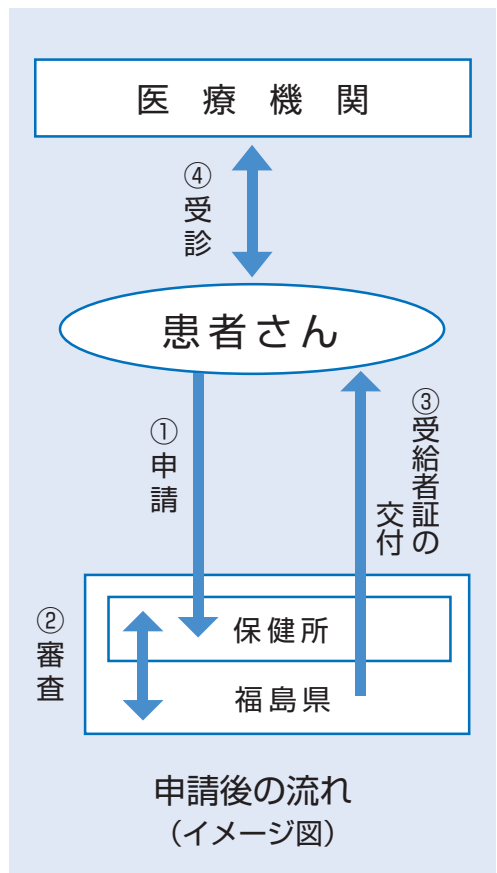
※インターフェロン治療を実施している方であっても、認定基準に合致しない方は不承認となることもあります。

主治医とよく相談した上で申請手続きをしてください。

◆ 自己負担限度額について

患者さんの一月あたりの医療費負担は、下記の自己負担限度額内となる

階 層 区 分		自己負担 上限額 (月額)
A	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 65,000 円未満の場合	10,000 円
B	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 65,000 円以上 235,000 円未満の場合	30,000 円
C	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円以上の場合	50,000 円



◆ 受給者証の有効期間について

受給者証の有効期間は1年間です（受給者証の更新はありません）。原則として交付申請書を保健所が受理した日の属する月の初日から起算します。

◆ 有効期間の例

例1）平成20年4月30日に保健所が受理した場合

→ 有効期間…平成20年4月1日から平成21年3月31日

例2）平成20年6月10日に保健所が受理した場合

→ 有効期間…平成20年6月1日から平成21年5月31日

※平成20年6月までに受理した申請については、申請者の方が希望する場合、始期を4月の初日とすることが可能です。その場合は、有効期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日となります。

■ お問い合わせ先

福島県相双保健所
南相馬市原町区錦町1-30
☎ 0244-2611329